

○ 大阪市業務委託成績評定要領

制 定 平成 24 年 2 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要領は、本市が発注する委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって測量・建設コンサルタント等業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象)

第 2 条 評定は、検査時の契約金額が 100 万円を超える測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）を対象として行うものとする。また、単年度ごとに単価により同一業者に発注する契約（以下「単価契約」という。）は当該年度に発注した業務委託料の合計金額が 100 万円を超える場合に評定を行うものとする。

(評定者)

第 3 条 前条の評定を行うもの（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。その他、局長等（大阪市契約規則第2条第2号に定める局長等をいう。以下同じ。）が評定者として必要と認める者がある場合は、この限りでない。

- (1) 監督職員 建設コンサルタント等業務委託契約（以下「契約」という。）の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、局長等が指定する当該業務を所管する担当課長又は担当課長代理とする。
- (2) 補助監督職員 監督職員を直接補助する担当係長又は主査とする。
- (3) 検査職員 契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため、局長等が指定する職員とする。

(評定の方法)

第 4 条 評定者は、監督、検査で確認した事項について、業務ごと及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 評定者は、別に定める成績評定考査基準に基づいて評定を行い、業務委託成績評定表を作成するものとする。

(評定の時期)

第 5 条 監督職員は建設コンサルタント等業務完了時に、検査職員は検査実施時にそれぞれ評定を行うものとする。ただし、「単価契約」の業務委託にあつては、業務が完了したときに総合的に評定する。

(評定結果の通知)

第 6 条 局長等が指定する職員（以下「指定職員」という。）は、評定結果を速やかに、業務委託成績評定通知書（以下「通知書」という。）（様式 1）により、当該契約の相手方（以下「受注者」という。）に通知するものとする。

（評定の修正）

第 7 条 前条による通知をした後、評定者は、評定を修正する必要があると認められるときは、当該評定を修正しなければならない。

2 前項により、評定を修正する場合は、前条に準じ、遅滞なくその結果を、業務委託成績評定通知書（再通知）（様式 2）により、受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第 8 条 前 2 条に規定する通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して 1 4 日（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日、1 月 2 日、同月 3 日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日）以内に、書面により、局長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求められた場合、局長等は、局内の成績評定関係者の意見を聞き、成績評定結果に関する説明請求に対する回答書（以下「回答書」という。）（様式 3）により速やかに回答するものとする。

（再説明請求等）

第 9 条 前条第 2 項に規定する回答書を受けた受注者は、その回答について疑義があるときは、回答書を受けた日から起算して 1 4 日（期間の末日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日、1 月 2 日、同月 3 日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日）以内に、書面により、局長等に対して再説明を求めることができる。

2 前項の規定により再説明を求められた場合、局長等は、大阪市入札等監視委員会の審議を経て、成績評定結果に関する再説明請求に対する回答書（以下「回答書」という。）（様式 4）により回答するものとする。

（細則）

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、本市が行う建設コンサルタント等業務の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、契約管財局長が別に定めるものとする

附則（施行期日）

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札

に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては施行日以後に発注するものについて、それぞれ適用する。